

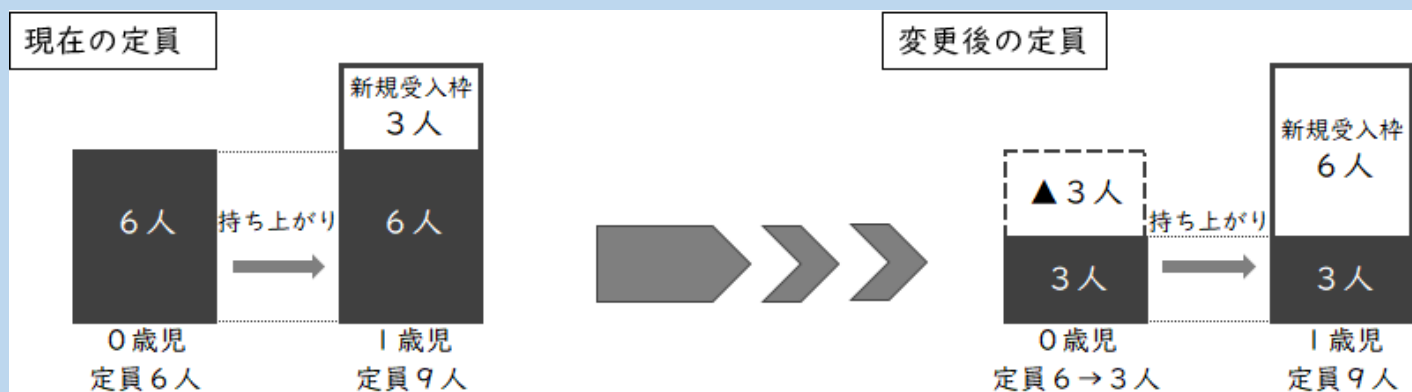
保育所等 1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金のご案内

(0歳児クラスの定員を減少する定員変更)

保育ニーズの高い1歳児の新規受入枠の拡大を目的に、比較的余裕のある0歳児の定員(認可定員)を抑制し、翌年度以降の1歳児への持ち上がりを減らす定員変更に対して助成金を交付します。

<1歳児の新規受入枠が拡大する仕組みとは?>

0歳児の定員を減少することで、翌年度の1歳児に進級する児童が減ります。結果として、翌年度、1歳児の新規受入枠が拡大します。



0歳児の定員を3人削減すると、翌年以降の持ち上がりの人数が3人減ります。

そのため、1歳児の新規受入枠が3人拡大し、合計6人になります。

本助成金は「拡大する1歳児の新規受入枠3人分」に対して助成金を交付します。

<概要>

1 助成金額(認可変更の手続きの完了をもって)
0歳児の定員(認可定員)削減1人につき25万円

2 補助要件
次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 各区と調整を終えていること
- (2) 原則として、令和8年4月1日時点において、1歳児クラスの定員が埋まっていること
- (3) 原則として、令和8年4月1日時点において、0歳児クラスが1人以上定員割れしていること

3 申込方法

(1) 定員変更への事前協議

施設所在区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

(2) 補助金の申請

申込期間：令和8年12月11日(金)まで

※予算が上限に達した際は終了となる場合があります。

申込方法：施設所在区の区役所こども家庭支援課に、以下の書類をご提出ください。

・認可変更届 ・助成金交付申請書 兼 実績報告書(第1号様式)

4 お問合せ先

【認可変更手続きに関すること】 こども青少年局こども施設整備課 TEL 671-4146
(担当は区ごとに分かれていますので、園名・所在地をお伝えください。)

【事業全般に関すること】 こども青少年局保育・教育支援課 担当 小西、星 TEL 671-4469

0歳児クラスの定員減少と1歳児クラスの定員増加を併せて実施した場合、「1歳児クラスの定員を増加する定員変更(別紙参照)」に対する助成金や「待機児童解消促進事業補助金(別紙参照)」を申請することが可能です!

保育所等 1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金のご案内 (1歳児クラスの定員を増加する定員変更)

保育ニーズの高い1歳児の新規受入枠の拡大を目的に、1歳児クラスの定員を増加する定員変更に対して助成金を交付します。

< 1歳児の新規受入枠が拡大する仕組みとは？ >

1歳児の定員を増加することで、翌年度の1歳児の受入枠がその分拡大します。



0歳児と1歳児の定員がそれぞれ6人だと、1歳児の新規受入枠がありません。しかし、1歳児の定員を3人増やすと、その分、1歳児の新規受入枠も3人拡大します。本助成金は「拡大する1歳児の新規受入枠3人分」に対して助成金を交付します。

< 概要 >

- 1 助成金額（認可変更の手続きの完了をもって）
1歳児の定員（認可定員）増加1人につき、
（新たに受入枠確保が必要な重点地域※）保育所および認定こども園の場合は30万円
小規模保育事業の場合は60万円
（それ以外のエリア）保育所および認定こども園の場合は15万円
小規模保育事業の場合は30万円

【R8変更点】

重点地域における定員増を一層促進するため、重点地域内の保育所等が当該補助金の対象となる定員変更を行う場合の単価を引き上げました

※該当する地域は、下記 URL からご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

二次元バーコードはこちら ▶



2 補助要件

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 各区と調整を終えていること
- (2) 原則として、
令和8年4月1日時点において、
1歳児クラスの定員が埋まっていること

1歳児クラスの定員増加に対する補助として、「待機児童解消促進事業補助金（別紙参照）」があります。また、0歳児クラスの定員減少を併せて実施した場合、「0歳児クラスの定員を減少する定員変更（別紙参照）」に対する助成金を申請することが可能です

3 申込方法

- (1) 定員変更への事前協議
施設所在区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。
- (2) 補助金の申請
申込期間：令和8年12月11日（金）まで
※予算が上限に達した際は終了となる場合があります。
申込方法：施設所在区の区役所こども家庭支援課に、以下の書類をご提出ください。
・認可変更届 ・助成金交付申請書 兼 実績報告書（第1号様式）

4 お問合せ先

【認可変更手続きに関すること】 こども青少年局こども施設整備課 TEL 671-4146
(担当は区ごとに分かれていますので、園名・所在地をお伝えください。)

【事業全般に関すること】 こども青少年局保育・教育支援課 担当 小西、星 TEL 671-4469